

2025年2月14日

各位

インフラファンド発行者名

カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人

代表者名 執行役員 柳澤 宏
(コード番号 9284)

管理会社名

カナディアン・ソーラー・アセットマネジメント株式会社

代表者名 代表取締役社長 柳澤 宏

問合せ先 取締役財務企画部長 吉田 圭一

TEL: 03-6279-0311

役員選任に関するお知らせ

カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人(以下「本投資法人」といいます。)は、本日開催の役員会において、2025年3月17日開催予定の第5回投資主総会(以下「本投資主総会」といいます。)に、下記記載の投資法人の役員選任に関する議案を提出することを決議しましたのでお知らせします。

なお、役員選任は、本投資主総会での承認可決をもって効力を生じます。

記

1. 役員選任について

本投資法人の執行役員である柳澤宏並びに監督役員である石井絵梨子及び高橋可奈は、2025年3月31日をもって任期満了となりますので、本投資主総会において改めて執行役員1名(候補者: 中村博信)及び監督役員3名(候補者: 石井絵梨子、高橋可奈及び岡本麻子)を2025年4月1日付で選任する議案を提出するものです。

また、執行役員が欠けた場合又は法令で定める員数を欠くことになる場合に備えて、補欠執行役員1名(候補者: 吉田圭一)を執行役員の就任日である2025年4月1日付で選任する議案を提出するものです。

(1) 執行役員候補者

中村 博信 (新任)

(2) 監督役員候補者

石井 絵梨子 (再任)

高橋 可奈 (再任)

岡本 麻子 (新任)

(3) 補欠執行役員候補者

吉田 圭一 (再任)

上記執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社であるカナディアン・ソーラー・アセットマネジメント株式会社の代表取締役社長(予定)であり、上記補欠執行役員候補者は、カナディアン・ソーラー・アセットマネジメント株式会社の取締役財務企画部長です。

役員選任に関する詳細につきましては、添付資料「第5回投資主総会招集ご通知」をご参照下さい。

添付資料

第5回投資主総会招集ご通知

以上

本投資法人のホームページアドレス：<https://www.canadiansolarinfra.com>

(別紙)

(証券コード:9284)

(発信日)2025年2月28日

(電子提供措置の開始日)2025年2月20日

投資主各位

東京都新宿区西新宿二丁目1番1号
新宿三井ビル 43階

カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人

執行役員 柳 澤 宏

第5回投資主総会招集ご通知

拝啓 投資主の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本投資法人の第5回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ですが後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に賛否をご表示いただき、2025年3月14日（金曜日）午後6時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人におきましては、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項に基づき、本投資法人規約第17条第1項及び第2項において、「みなし賛成」に関する規定を下記のとおり定めております。従いまして、投資主様が当日投資主総会にご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない投資主様につきましては、本投資主総会における各議案について、賛成されるものとみなされ、かかる投資主様の有する議決権の数は、出席した投資主様の議決権の数に算入されることとなりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

(本投資法人規約抜粋)

第17条(みなし賛成)

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案(複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。)について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

なお、本投資主総会の招集に際しては、投資主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の本投資法人のウェブサイトに「第5回投資主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の本投資法人のウェブサイト等にアクセスの上、ご確認くださいませようお願いします。

本投資法人のウェブサイト

<https://www.canadiansolarinfra.com/ja/ir/meeting.html>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)にアクセスして、銘柄名(投資法人名)又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」、「投資主総会招集通知/投資主総会資料」を選択の上、ご確認くださいませようお願いします。

東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

敬 具

記

1. 日 時:2025年3月17日(月曜日)午後2時
(なお、受付開始時刻は午後1時30分を予定しております。)
2. 場 所:東京都新宿区西新宿七丁目2番4号
新宿喜楓ビル4階「AP西新宿」
(末尾の投資主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 投資主総会の目的である事項:

決 議 事 項

第1号議案:規約一部変更の件

第2号議案:執行役員1名選任の件

第3号議案:補欠執行役員1名選任の件

第4号議案:監督役員3名選任の件

以 上

- ◎ご返送いただいた議決権行使書面において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。
- ◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主の方1名を代理人として本投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項又は電子提供措置事項を記載した書面を修正する場合の周知方法
電子提供措置事項又は電子提供措置事項を記載した書面に修正が生じた場合は、上記インターネット上の本投資法人のウェブサイト及び東証ウェブサイトにその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社であるカナディアン・ソーラー・アセットマネジメント株式会社による「運用状況報告会」を開催いたします。なお、本投資法人の運用状況につきましては、本投資主総会の開催後、本投資法人のウェブサイトにおける最新情報のページ (<https://www.canadiansolarinfra.com/ja/ir/index.html>)に資料を掲載いたしますので、そちらもご参照ください。
- ◎本投資主総会にご出席の投資主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案：規約一部変更の件

1. 議案の要領及び変更の理由

(なお、本項において取り上げられている規約の条項号の番号については、変更案における条項号の番号を示すものとします。)

- (1) 本投資法人の本店を東京都新宿区から東京都港区へ移転することを予定しており、規約において定める本店所在地を2025年10月1日付で東京都港区に変更するものです(第3条及び附則第56条関係)。
- (2) 本投資法人は、現行規約第17条において、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。)(以下「投信法」といいます。)第93条第1項に基づき、投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案(複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。)について賛成するものとみなす旨の規定を定めております(いわゆるみなし賛成制度)。

しかしながら、相反する趣旨の議案を提出することが性質上難しく、かつ、投資主の利害関係及び投資法人のガバナンスの構造などに大きな影響を与える議案や、投資主と投資法人の役員や資産運用会社との間で重大な利益相反が生じる可能性が高い議案について、そのままみなし賛成制度が適用された場合、投資主全体による熟慮を通じた投資主の多数意思に従った判断を伴わずに、その議案が可決される可能性があるため、近時の少数投資主による投資主提案に係る議論も踏まえ、かかる一定の議案(以下「対象議案」といいます。)について、所定の手続きに基づいて、少数投資主又は本投資法人から事前に反対の明確な意思が表明された場合にみなし賛成制度を適用しないこととする変更を行うものです。

対象議案は、①執行役員、監督役員又は会計監査人の選任又は解任、②資産運用会社との間の資産運用委託契約の締結又は解約、③解散、④投資口の併合及び⑤執行役員、監督役員又は会計監査人の責任の免除に関する議案とします。

事前に反対の意思を表明することのできる主体は、公正性、公

平性の観点から、一定の資格要件を備えた少数投資主及び本投資法人とします。反対意思を表明する場合の手続き要件は、①少数投資主については、一定の期間内における本投資法人（招集権者が執行役員又は監督役員以外の者である場合は、本投資法人及び招集権者の双方）への通知とし、②本投資法人については、招集通知への記載又は本投資法人のウェブサイトにおける公表とします。

以上の内容によるみなし賛成制度の一部適用除外を定めるとともに、これに伴い必要となる変更を行うため、みなし賛成に関する規定について変更を行うものです（第17条第3項及び第4項関係）。

- (3) 再生可能エネルギー発電設備に併設する蓄電設備への投資の際の基準を明確化するために文言を追加するものです（第31条第2項関係）。
- (4) 投信法及び投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号。その後の改正を含みます。）の改正により「出資総額等の合計額」の定義が規定されたことに伴い、これに関連する規定の変更を行い、その他必要な字句の変更等を行うものです（第40条及び第47条第1号①関係）。
- (5) 利益を超えた金銭の分配を毎営業期間継続的に行う方針を変更し、利益を超えた金銭の分配は、原則として当初予想における利益分配額に対し実績が満たなかった場合に、その差分を補うための調整弁として活用することとしたため、また、本投資法人の分配金額が租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含みます。）第67条の15に定める投資法人に係る課税の特例規定における要件を満たさない場合において、当該要件を満たすことを目的とした金銭の分配を可能とするため、関連する規定を変更するものです（第47条第2号関係）。

2. 変更の内容

現行の規約の一部を、次のとおり変更しようとするものです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第3条(本店の所在地) 本投資法人は、本店を東京都新宿区に置く。</p> <p>第17条(みなし賛成) 1. ~2.(省略) (新設)</p>	<p>第3条(本店の所在地) 本投資法人は、本店を東京都港区に置く。</p> <p>第17条(みなし賛成) 1. ~2. (現行どおり) 3. <u>前二項の規定は、(i)以下の各事項に関する議案が投資主総会に提出されることについて本投資法人が本投資法人のウェブサイトにおいて公表した日若しくは招集権者がこれに準ずる方法により公表した日のいずれか早い日から2週間以内に、総発行済投資口の100分の1以上の投資口を6か月以上引き続き有する投資主が、当該議案に反対である旨を本投資法人(招集権者が執行役員若しくは監督役員以外の者である場合は、本投資法人及び招集権者の双方)に通知した場合、又は、(ii)以下の各事項に関する議案について、本投資法人が当該議案に反対である旨を招集通知に記載若しくは本投資法人のウェブサイトにおいて公表した場合は、当該議案については適用しない。</u></p> <p>(1) <u>執行役員、監督役員又は会計監査人の選任又は解任</u></p> <p>(2) <u>資産運用会社との間の資産運用委託契約の締結又は解約</u></p> <p>(3) <u>解散</u></p> <p>(4) <u>投資口の併合</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>第31条 (資産運用の基本方針)</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 再生可能エネルギー発電設備(再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号。その後の改正を含む。))第2条第2項に定めるものをいう(不動産に該当するものを除く。)。以下同じ。)の運用の方法(本投資法人の締結する匿名組合契約等の目的である事業に係る財産に含まれる再生可能エネルギー発電設備の運用の方法を含む。)は賃貸のみとする。本項に規定する「匿名組合契約等」とは、匿名組合契約(当事者の一方が相手方の事業のために出資をし、相手方がその事業から生ずる利益を分配することを約する契約を含む。)をいう。</p> <p>第40条 (資産評価の方法及び基準)</p> <p>本投資法人の資産評価の方法は、投資法人の計算に関する規則(平成18年内閣府令第47号。その後の改正を含む。)、一般社団法人投資信託協会(以下「投信協会」という。)が定めるインフラ投資信託及びインフラ投資法人に関する規則その他の諸規則及び一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従い、次のとおり運用資産の種類ごとに定める。</p>	<p>(5) <u>執行役員、監督役員又は会計監査人の責任の免除</u></p> <p>4. <u>第1項及び第2項の規定は、本条を変更する規約変更議案については適用しない。</u></p> <p>第31条 (資産運用の基本方針)</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 再生可能エネルギー発電設備(再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号。その後の改正を含む。))第2条第2項に定めるものをいう(不動産に該当するものを除くが、<u>再生可能エネルギー発電設備に併設する蓄電設備を含む。</u>)。以下同じ。)の運用の方法(本投資法人の締結する匿名組合契約等の目的である事業に係る財産に含まれる再生可能エネルギー発電設備の運用の方法を含む。)は賃貸のみとする。本項に規定する「匿名組合契約等」とは、匿名組合契約(当事者の一方が相手方の事業のために出資をし、相手方がその事業から生ずる利益を分配することを約する契約を含む。)をいう。</p> <p>第40条 (資産評価の方法及び基準)</p> <p>本投資法人の資産評価の方法は、投資法人の計算に関する規則(平成18年内閣府令第47号。その後の改正を含む。)(以下<u>「投資法人計算規則」という。</u>)、一般社団法人投資信託協会(以下「投信協会」という。)が定めるインフラ投資信託及びインフラ投資法人に関する規則その他の諸規則及び一般に公正妥当と認められる企業会計</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(1)～(12)(省略)</p> <p>第47条(金銭の分配の方針)</p> <p>本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。</p> <p>(1)投資主に分配する金銭の総額</p> <p>① 本投資法人の利益は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び慣行に従い計算される利益(決算期の貸借対照表上の資産合計額から負債合計額を控除した金額(純資産額)から出資総額及び出資剰余金の合計額(出資総額等)を控除した金額をいう。)とする。</p> <p>② (省略)</p> <p>(2)利益を超えた金銭の分配</p> <p>本投資法人は、本投資法人が適切と判断する場合、当該営業期間に係る利益の金額に、法令等(投信協会の定める規則を含む。)に定める金額を限度として、本投資法人が決定した額を加算した額を、利益の金額を超えて金銭で分配することができる。また、本投資法人は、本投資法人における課税負担の軽減を目的として役員会において適切と判断した場合、役員会が決定した金額により利益を超えて金銭の分配をすることができる。</p>	<p>の慣行に従い、次のとおり運用資産の種類ごとに定める。</p> <p>(1)～(12)(現行どおり)</p> <p>第47条(金銭の分配の方針)</p> <p>本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。</p> <p>(1)投資主に分配する金銭の総額</p> <p>① 本投資法人の利益は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び慣行に従い計算される利益(本投資法人の貸借対照表上の純資産額が出資総額等その他の投資法人計算規則第81条の2で定める各勘定科目に計上した額の合計額(以下「本出資総額等の合計額」という。)を上回る場合において、当該純資産額から本出資総額等の合計額を控除して得た金額)とする。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>(2)利益を超えた金銭の分配</p> <p>本投資法人は、本投資法人が適切と判断する場合、当該営業期間に係る利益の金額に、法令等(投信協会の定める規則を含む。)に定める金額を限度として、本投資法人が決定した額を加算した額を、利益の金額を超えて金銭で分配することができる。また、本投資法人は、本投資法人における課税負担の軽減を目的として役員会において適切と判断した場合、役員会が決定した金額により利益を超えて金銭の分配をすることができる。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p><u>なお、本投資法人は、投信協会の定める規則に定める金額を限度として、本投資法人が決定した金額を、原則として毎営業期間継続的に、利益を超えた金銭として分配する方針である。ただし、経済環境、再生可能エネルギー発電事業に関する市場環境、本投資法人の財務状況等を踏まえ、修繕や資本的支出への活用、借入金の返済、新規物件の取得資金への充当等の他の選択肢及び本投資法人の財務状況等についても検討の上、利益を超えた金銭の分配を実施しない場合がある。</u></p> <p>(新設)</p>	<p><u>加えて、上記の場合において金銭の分配金額が租税特別措置法第67条の15に定める投資法人に係る課税の特例規定における要件を満たさない場合には、当該要件を満たす目的をもって本投資法人が決定した金額をもって金銭の分配をすることができる。</u></p> <p><u>第56条（本店の所在地に関する規定の適用等）</u></p> <p><u>1. 第3条(本店の所在地)の変更は、2025年10月1日にその効力を生じる。</u></p> <p><u>2. 本条は、2025年10月1日にこれを削除する。</u></p>

第2号議案:執行役員1名選任の件

執行役員柳澤宏は、2025年3月31日をもって任期満了となりますので、執行役員1名の選任をお願いするものであります。本議案における執行役員の任期は、本投資法人規約第22条第1項本文の定めにより、2025年4月1日より2年間とします。

なお、執行役員の選任に関する本議案は、2025年2月14日開催の本投資法人役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意によって本投資主総会への提出が決議されたものです。

執行役員候補者は次のとおりです。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	
なかむら ひろのぶ 中村 博信 (1968年 10月17日)	1993年4月	株式会社日本長期信用銀行(現 株式会社SBI新生銀行) 入行
	2001年2月	株式会社日本興業銀行(現 株式会社みずほ銀行)入行
	2004年10月	株式会社みずほコーポレート銀行(現 株式会社みずほ銀行) 米州プロダクツ営業部(ニューヨーク)
	2009年9月	同行 グローバルストラクチャードファイナンス営業部 参事役
	2012年9月	ダブルブリッジ・インフラストラクチャー株式会社出向 投資運用部部长
	2015年4月	株式会社みずほ銀行 欧州審査部 審査役
	2018年4月	アセットマネジメントOneオルタナティブインベストメンツ株式会社出向 インフラストラクチャー運用部 インフラストラクチャー運用部長 投資責任者
	2023年4月	同社 転籍
2025年1月	カナディアン・ソーラー・プロジェクト株式会社入社	
2025年1月	カナディアン・ソーラー・アセットマネジメント株式会社	
	出向 顧問(現任)	

- ・ 上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口8口を所有しております。
- ・ 上記執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社であるカナディアン・ソーラー・アセットマネジメント株式会社の顧問です。その他、上記執行役員候補者と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- ・ 本投資法人は投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる過誤、義務違反、不作為等を理由とした損害賠償請求等による被害を当該保険契約により補てんすることとしています。但し、背信行為、詐欺的な行為を行った役員自身の損害等は補てんの対象外とすることにより、役員職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。なお、当該保険契約に係る保険料は特約部分を除き全額本投資法人が負担します。上記執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、上記執行役員候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

第3号議案:補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、補欠執行役員1名の選任をお願いするものであります。

本議案において、補欠執行役員1名の選任に係る決議が効力を有する期間は、第2号議案における執行役員の就任日である2025年4月1日から、本投資法人規約第22条第2項の定めにより、執行役員の任期が満了する時である2027年3月31日までとなります。

なお、補欠執行役員の選任に関する本議案は、2025年2月14日開催の本投資法人役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意によって本投資主総会への提出が決議されたものです。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	
よしだ けいいち 吉田 圭一 (1967年 3月1日)	1989年4月	株式会社住友銀行(現 株式会社三井住友銀行)入行
	1995年5月	株式会社日本総研ビジコン(現 SMBCコンサルティング株式会社)出向
	1997年7月	スタンダード・アンド・プアーズエルエルシー(現 S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社)入社
	2004年1月	東誠不動産株式会社(現 トーセイ株式会社)入社 経営企画部
	2006年8月	株式会社フュージョンパートナー(現 株式会社スカラ)入社 代表取締役
	2007年9月	エン・ジャパン株式会社 入社 経営管理本部財務企画部長
	2008年9月	トーセイ株式会社 入社
	2009年2月	トーセイ・アセット・アドバイザーズ株式会社 出向 投資運用部担当部長
	2012年3月	同社 経営管理部長
	2013年12月	同社 リスク・コンプライアンス室長
	2014年3月	同社 経営管理部長
	2014年9月	同社 REIT運用本部財務企画部長
	2017年4月	伊藤忠リート・マネジメント株式会社 入社 財務経理部長
	2019年6月	同社 取締役財務経理部長
	2019年7月	同社 取締役財務企画部長
	2021年4月	同社 取締役企画管理担当役員兼経理部長
2022年4月	カナディアン・ソーラー・アセットマネジメント株式会社 入社 財務企画部長	
2023年3月	同社 取締役財務企画部長(現任)	

- ・ 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・ 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社であるカナディアン・ソーラー・アセットマネジメント株式会社の取締役財務企画部長です。その他、上記補欠執行役員候補者と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- ・ なお、上記補欠執行役員候補者については、その就任前に本投資法人役員会の決議をもってその選任の取消しを行う場合があります。
- ・ 本投資法人は投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる過誤、義務違反、不作為等を理由とした損害賠償請求等による被害を当該保険契約により補てんすることとしています。但し、背信行為、詐欺的な行為を行った役員自身の損害等は補てんの対象外とすることにより、役員職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。なお、当該保険契約に係る保険料は特約部分を除き全額本投資法人が負担します。上記補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、上記補欠執行役員候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

第4号議案:監督役員3名選任の件

監督役員石井絵梨子及び高橋可奈は、2025年3月31日をもって任期満了となりますので、監督役員3名の選任をお願いするものであります。本議案における監督役員の任期は、本投資法人現行規約第22条第1項本文の定めにより、2025年4月1日より2年間とします。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	
1	いし い え り こ 石井絵梨子 (1981年 1月3日)	2004年10月 2004年10月 2007年12月 2010年5月 2011年2月 2016年4月 2016年7月 2017年10月 2018年6月 2018年12月 2019年1月 2019年5月 2019年6月 2019年7月 2020年2月 2021年3月 2021年3月 2021年10月 2022年2月 2022年10月 2023年6月 2023年12月	弁護士登録 森・濱田松本法律事務所(現 森・濱田松本法律事務所 外国法共同事業) 入所 金融庁総務企画局企業開示課 出向 専門官 米コロンビア大学ロースクール(LL.M.) 卒業 ニューヨーク州弁護士登録 慶應義塾大学法務研究科講師(非常勤)(現任) 新幸総合法律事務所 入所 パートナー(現任) 伊藤忠リート・マネジメント株式会社 コンプライ アンス委員会外部委員 株式会社ソフィアホールディングス 取締役(非常勤) 株式会社スマートドライブ 監査役(非常勤) 株式会社日本クラウドキャピタル(現 株式会社 FUNDINNO) 監査役(非常勤) カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人 監督 役員(現任) 株式会社アルマード 監査役(非常勤)(現任) 株式会社LIFE CREATE 監査役(非常勤) Omise Payment Holdings株式会社 監査役(非常 勤) 株式会社タムロン 取締役(非常勤)(現任) 株式会社Sun Asterisk 監査等委員(非常勤) (現任) SYNQA株式会社(現 OPN Holdings株式会社) 監査役(非常勤)(現任) アドバンス・プライベート投資法人 監督役員(現任) いちごホテルリート投資法人 執行役員(現任) イーレックス株式会社 社外監査役(現任) 株式会社スマートドライブ 監査等委員(非常勤) (現任)

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	
2	たかはし かな 高橋 可奈 (1984年 3月12日)	2007年9月 2007年9月 2011年1月 2014年5月 2016年5月 2016年8月 2018年11月 2022年4月 2022年10月 2023年5月 2024年11月	弁護士登録 森・濱田松本法律事務所(現 森・濱田松本法律事務所 外国法共同事業) 入所 三井不動産投資顧問株式会社 出向 ニューヨーク大学ロースクール(LL.M.)修了 ニューヨーク州弁護士登録 中外製薬株式会社 入社 ひふみ総合法律事務所 入所(現任) ホワイトエッセンス株式会社 社外監査役 matsuri technologies株式会社 社外監査役(現任) バリオセキュア株式会社 取締役監査等委員(現任) カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人 監督役員 (現任)

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	
3	おかもと あさこ 岡本 麻子 (1976年 3月22日)	1999年4月 2003年4月 2006年4月 2012年2月 2013年3月 2015年9月 2016年4月 2016年9月 2017年1月 2019年8月 2023年12月	内閣府大臣官房 総務省大臣官房 学校法人東京医科大学 有限責任監査法人トーマツ 太陽有限責任監査法人 公認会計士登録 乃村工藝社 地主プライベートリート投資法人 監督役員(現任) 岡本麻子公認会計士事務所 所長(現任) ありあけパートナーズ合同会社 代表社員(現任) 合同会社ARコネク ト 代表社員(現任)

- ・ 上記監督役員候補者は、いずれも、本投資法人の投資口を所有していません。
- ・ 上記監督役員候補者と本投資法人との間には、いずれも、特別の利害関係はありません。
- ・ 上記監督役員候補者石井絵梨子及び高橋可奈は、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。
- ・ 本投資法人は投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる過誤、義務違反、不作為等を理由とした損害賠償請求等による被害を当該保険契約により補てんすることとしています。但し、背信行為、詐欺的な行為を行った役員自身の損害等は補てんの対象外とすることにより、役員職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。なお、当該保険契約に係る保険料は特約部分を除き全額本投資法人が負担します。上記監督役員候補者のうち石井絵梨子及び高橋可奈は、現在、監督役員として当該保険契約の被保険者に含まれており、監督役員に就任した場合には、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。上記監督役員候補者のうち岡本麻子は、監督役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

参考事項

本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、本投資法人規約第17条第1項及び第2項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記の第1号議案、第2号議案、第3号議案及び第4号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以 上

第5回投資主総会会場ご案内図

会 場:東京都新宿区西新宿七丁目2番4号 新宿喜楓ビル
AP西新宿 4階H+Iルーム

電 話:03-5348-6109

交 通:・JR「新宿駅」中央西口から徒歩6分
・小田急線／京王線「新宿駅」徒歩6分
・東京メトロ丸ノ内線／都営新宿線「新宿駅」徒歩6分
・都営大江戸線「新宿西口駅」D5出口徒歩1分
※エレベーターは、D2出口をご利用ください
・西武新宿線「西武新宿駅」徒歩5分



- お願い: ・ご入場は投資主様ご本人のみとさせていただきますが、障がいなどをお持ちで介助のためご同行された方は一緒にご入場可能です。また、その他ご参加にあたりお手伝いを必要とされる場合、当日受付にお申し出ください。
- ・会場には駐車場のご用意がございません。また、当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。